

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (府 令)

○金融商品取引業等に関する内閣府令  
及び金融サービス仲介業者等に関する  
内閣府令の一部を改正する内閣府  
令(内閣府四〇)

### (省 令)

○教育公務員特例法施行規則  
(文部科学二一)  
○教育職員免許法施行規則等の一部を  
改正する等の省令(同二二)  
○労働者派遣事業の適正な運営の確保  
及び派遣労働者の保護等に関する法  
律施行規則の一部を改正する省令  
(厚生労働九六)

### (告 示)

○教育職員免許法施行規則の一部を改  
正する省令附則第十条第一項第六号  
の規定に基づき文部科学大臣が定め  
る者等を廃止する件(文部科学九九)

### (資 料)

四半期別 GDP 速報(二次速報)(二〇  
二二年一～三月期)(内閣府)

### (公 告)

#### 諸事項

#### 官庁

建設業の許可の取消処分関係

#### 裁判所

破産、免責、再生関係

#### 特殊法人等

日本放送協会落札関係

#### 地方公共団体

教育職員免許状失効・取上げ処分、  
行旅死亡人、押取物還付関係

#### 会社その他

会社決算公告

会社決算公告

六 五 三 三 三 三

## 府

## 令

### ○内閣府令第四十号

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十九条第三項ただし書(同法第六十六条の十  
五及び金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一号)第三十一条第二項において準用  
する場合を含む。)の規定に基づき、及び金融商品取引法を実施するため、金融商品取引業等に関する  
内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定め  
る。

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄





役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別の情報及び当該親法人等又は子法人等が事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

【イハ 略】

二 当該金融サービス仲介業者又は当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客（次のいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別の情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であつて、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）

【(1) (3) 略】

(4) 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等

【十三二十六 略】

【2・3 略】

（事故の確認を要しない場合）

第百十三条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

【一〇九 略】

十 金融サービス仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が百万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）

十一 [略]

【2・3 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和四年六月二十二日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第二十二号は、金融商品取引法第六十四条第三項（同法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書のうちこの府令の施行の日から起算して六月を経過した日（当該登録申請書が同法第六十四条の七第一項又は第二項（これらの規定を同法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定により同法第六十四条の七第一項に規定する登録事務を同項に規定する協会に行わせることとする金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の外務員に係るものである場合において、当該協会が同日前の日をその規則で定めたときは、その日。以下「適用日」という。）以後に提出するものについて適用し、当該登録申請書のうち適用日前に提出するものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【イハ 同上】

二 [同上]

【(1) (3) 同上】

(4) 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等

【十三二十六 同上】

【2・3 同上】

（事故の確認を要しない場合）

第百十三条 [同上]

【一〇九 同上】

十 金融サービス仲介業者又はその代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき（前各号に掲げる場合を除く。）

十一 [同上]

【2・3 同上】